大江橋法律事務所
OH-EBASHI

中国最新法律 Newsletter

Vol.49

2026年11月号



Contents

1 コンプライアンス・不祥事対応

日中間のクロスボーダ社内調査における二重コンプライアンスの課題とその対応（二）

2 国際法務

「反越境腐敗法」の成立と施行
中国版FCPAの登場と日本企業に求められるコンプライアンス対応

3 新法紹介

1 中華人民共和国反越境腐敗法
2 新たな質の生産力の発展に関する中国共産党中央委員会、国務院による意見
3 最高人民法院による刑事犯罪に関連する民事紛争案件の審理に関する若干の規定
4 ヒト遺伝資源管理条例実施細則

4 中国からの風便り

中国の人型ロボットの最新事情

コンプライアンス・不祥事対応

日中間のクロスボーダ社内調査における二重コンプライアンスの課題とその対応（二）

弁護士法人大江橋法律事務所
松井　衡
PROFILE

一、中国の反腐敗・賄賂規制の特徴及び法改正の方向

本稿では、企業グループ内の中国腐敗防止コンプライアンス・プログラム（以下、単に「プログラム」ともいいます。）を、近時の課題に対応させるための方策を検討していきます。昨年の前稿では、日中間における二重コンプライアンス課題の一つとして、賄賂規制にかかる中国法規定と執行の不明確性（分かりにくさ）の問題を取り上げました[1]。

日本本社による中国子会社の管理においては、中国の特色ある反腐敗制度[2]とその背景にある事業環境の特徴（腐敗の根絶が難しいゆえに反腐敗活動が続く環境[3]）にいかに柔軟に対応できるかが実務上の課題になります。プログラム全体の効率性を改善するには、この中国事業における賄賂・腐敗リスク及びそれに対応しうるリスク・ヘッジの手段を理解して組み込むことが必要です。

本稿の目的が基本的事項の復習でもあることから、検討対象企業の規模感として、中国オペレーションが比較的シンプルな中堅企業を想定します[4]。

本稿は、中国子会社のプログラムを、基本に立ち返って再点検し、効率よく改善するための視点を簡潔に整理することを目指します。まず中国の賄賂規制の特徴を要点に絞って確認し（一の１～３）、次に日系企業以外の企業について公開されている事例等に基づき、日本企業に参考になりうる工夫を紹介し（一の４）、最後にプログラムの具体化・改善の方策を提案します（二）。

１．中国の賄賂規制の基本構造（国の職員等への賄賂及び商業賄賂）

中国の賄賂規制を日本と比べたときの条文上の特徴は、次の二点に要約できます。第一に、規制の対象が広いことです。贈収賄罪の主体である「国の職員」（刑法93条の「国家工作人員」）には、国家機関の職員だけでなく、国有企業で公務に従事する者や、国家機関・国有企業から派遣されて公務に従事する者も含まれます。さらに2009年の刑法改正により、国の職員の近親者や関係の密接な者、離職した職員などが、その影響力を利用して財物を収受する行為も収賄罪とされ（刑法388条の1）、これらの「影響力のある者」への贈賄も処罰の対象です（刑法390条の1。2015年改正で新設）。

上記の公務員に対する賄賂が規制されることに加え、民間人に対する贈収賄である「商業賄賂」も、行政処罰（不正競争防止法8条）と刑事罰（刑法163条・164条）の対象となることが、中国法の大きな特徴です。商業賄賂の処罰規定は比較法的に一定の法域に存在しますが、日本等の法制とは異なるので、次節一、２で扱います。

第二に、規制が、(a)共産党の規律[5]、(b)刑法、(c)不正競争防止法（行政当局による取締りの根拠となる法律）、(d)その他の行政規制・ガイドライン[6]の多層構造からなり、全体像がつかみにくいことです。

---

[1] 本稿は、2025 年 11 月号の第 1 回にて指摘した二重コンプライアンスの課題についてさらなるアプローチを検討するため、多国籍企業の課題として取り上げられる事の多い同稿三、３（中国法の曖昧さ、現地執行の恣意性）を 1 つの切り口として、具体的な対処方法を検討するものです。

[2] 人民日報海外版 2026 年 11 月 5 日 3 面、李希「坚定走好中国特色反腐败之路」は、党第 20 期中央委員会第 5 回全体会議の決定を受けて「中国の特色ある反腐敗の道」を堅持するとし、第 18 回党大会以降の立件 810.5 万件、処分 792.2 万人という実績を示しています。越境腐敗防止法など最近の立法動向については、一の２（注 9）で触れます。

[3] 朝日新聞デジタル「重慶の『不死鳥』がついに失脚　中国の粛清を生きぬいた経済通に何が」（里見稔、2026 年 11 月 14 日、https://www.asahi.com/articles/ASVCB4VSPVCBUHBI00LM.html）。党中央規律検査委員会と国家監察委員会は 2026 年 10 月 13 日、元重慶市長の黄奇帆氏（74 歳）を重大な規律違反と違法行為の疑いで調査していると発表しました。「不死鳥」と呼ばれた人物の退任から 10 年近く経っての調査です。

[4] 本稿以降が主に対象とする日本企業は、前稿同様、中国において現地化の課題解決に向けて努力中の企業、特に中国事業の機能として、中国外から中国市場向けに商品・サービスの輸出をして中国で販売する、又は中国に調達製造（販売）機能をもつ等、比較的シンプルなオペレーションを行う企業を主な対象として想定します。オペレーションの構造により本課題はさらに複雑になりえます。

[5] 中国共産党紀律処分条例などがありますが、本稿では扱いません。

[6] 例として、国家市場監督管理総局 2025 年 1 月 10 日公布の医薬企業商業賄賂リスク防止コンプライアンス・ガイドライン等。

2．商業賄賂規制の改正と運用の方向性にかかる検討

商業賄賂とは、取引の機会や競争上の優位性を得るために、事業者が財物その他の手段を用いて組織や個人に賄賂を贈ることをいいます。後述の通り、商業慣行を超えた社会的な要素により、今に至るまで商業賄賂は公正な競争を損なう深刻な問題であり続け、旧法の規定ではその慣行を十分に抑えることができませんでした。

2018年の不正競争防止法の改正は、これに対応しようとしたものです。同改正は、取引の相手方そのものを収賄の主体から外して対象を明確にする一方、贈賄の相手方を①取引相手の従業員、②取引相手の委託を受けた組織・個人、③職権や影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織・個人と定め（2025年改正後の同法8条1項）、主観的要件も「取引の機会又は競争上の優位性の獲得をはかるため」と一般化しました。具体的な取引を伴わない、将来の取引機会を得るための利益供与も対象になりうると解されています[7]。

2025年改正法（同年10月15日施行）の下でも、当局は、リベートや手数料などを名称・形態に応じて区別しつつ、贈賄と収賄を一体で取り締まる方針を示しており[8]、医薬・教育など政策上の重点分野では取締りが繰り返されています[9]。

このように、法改正を経ても商業賄賂の線引きには曖昧さが残り、「政策は法の魂」といわれる中国では、執行の重点も政策によって動きます[10]。

しかし、日系中堅企業（中国事業・中国子会社）では、シンプルな事業構造を前提として従業員相互間に信頼関係のあることを設計の前提とするプログラムも多くあります。商業賄賂規制の遵守のために取引先への贈賄行為及び利益相反行為（収賄行為等）を明確に禁じる細則を置く例も多い一方、就業規則中での手当程度しか存在しない企業もまだ存在します。前述の環境における実務では、企業側でその販売店（代理店）、サプライヤー、業務委託先などとの書面の契約及び社内規程の整備により、自社にとって許されない利益供与を具体的に定めて、法の曖昧さを補うことが重要になります。何をしてはいけないかが明確であれば、役職員は迷わずに済み、賄賂を拒む動機にもなるからです。

3．社会文化的な立法事実にかかる考察

中国の規制がこのように広く、運用に当局の裁量が大きい背景について、王雲海教授は、社会秩序の原点を法律におく米国や、文化・集団の常識におく日本と異なり、中国は「国家権力そのもの」を原点とする「権力社会」であると分析します。そこでは、犯罪の成否が行為の「質」だけでなく金額などの「量」で区切られ、それぞれの閾値により党紀処分・行政処分や内々の解決に振り分けられるとされます[11]。原理・原則の一律の遵守を求める日本型の内部統制が、問題を解決する力を重んじる中国の現場で納得されにくいことがある一因はこのような背景の違いもあり[12]、それを理解することが、プログラムを中国向けに調整する出発点になります。

4．日本企業に多い課題と他国企業の事例等にみる取組

中国子会社における腐敗関連の不正調査では、日本の管理部門によっては馴染みが少ない商業賄賂の事案処理において、以下に類する課題を散見します。

①内部通報を受け、必要なリソースを投入して社内調査を実施しようにも、販売店（代理店）・エージェントとの契約や、サプライヤーとの継続供給契約、業務委託先との委託契約の内容、腐敗防止条項の内容や義務が具体化されていない傾向があり、「不正」該当性基準が不明確で、問題行為がそれに該当するかの認定が困難になる。

②プログラムの細則にあたる中国子会社・中国事業向けの社内規程が、関係者の範囲の広さや面的な関係者（家族等）の巻き込みといった中国の特徴に対応しておらず、具体的に腐敗阻止のモチベーションを

---

[7] 劉新宇「中国における商業賄賂の立法及び法執行の新動向」月刊監査役 2018 年 6 月号のⅢ、１及び同稿が紹介する事例・当時の工商行政管理総局局長の発言等を参照。

[8] 国家市場監督管理総局「『中華人民共和国不正競争防止法』のさらなる実施に関する通知」（国市監競争発〔2026〕40 号、2026 年 3 月 25 日）二（五）。

[9] 国家市場監督管理総局「不正競争防止法執行業務のさらなる強化に関する意見」（国市監競争〔2018〕48 号）。2023 年にも医療分野の腐敗問題への集中的な取組が行われました。これら一連の腐敗防止強化の延長線上にある党第 20 期中央委員会第 3 回全体会議の決定（2024 年 7 月 18 日）が掲げた方針を受け、2026 年 11 月 6 日には、越境腐敗防止法（反跨境腐败法）が成立し、即日施行されました（主席令第 89 号、全 6 章 47 条）。本ニュースレターでも、松本亮弁護士の論考で紹介しています。

[10] 高見澤磨＝鈴木賢編『要説中国法』（東京大学出版会、2017 年）257 頁〔坂口一成執筆〕。

[11] 王雲海『賄賂の刑事規制――中国・米国・日本の比較研究』（成文堂）1～109 頁等。

[12] 田中信彦『スッキリ中国論――スジの日本、量の中国』（日経 BP 社、2018 年）。

持たせるに足りず、機能しにくい。

中堅企業における中国でのプログラム策定において、日本国内の社内規程やグローバルなプログラムを出発点とする例も多いと想定されますが、日本本社に馴染みの少ない商業賄賂行為防止への手当を追加することが重要です。その実装では、中国の規制の特徴と慣習等に対応させ、中国事業向けの社内規程を自社の事業内容に沿って最適化し、契約も社内規程を実施しやすい内容にそろえておくことがポイントです。以下では、そのヒントとなる外資企業と中国企業の事例・取組を紹介します。

（1）ネスレ（中国）事案――社内規程と研修制度

甘粛省蘭州市の裁判所は2016年、ネスレ（中国）の乳児栄養部門の管理職・営業担当者らが、粉ミルクの販売を伸ばすため、病院の医師・看護師に謝礼を支払って妊産婦や新生児の親の個人情報を入手していた事件で、従業員らに公民個人情報侵害罪の有罪判決を下しました。担当者には毎月100件の情報収集というノルマが課されていました。一部の弁護人が、被告人は会社の業務として行ったのだから会社の犯罪（単位犯罪）として会社と直接責任者の責任を追及すべきだと主張しましたが、裁判所はこれを退けました。同社が、医療従事者への金銭等の提供と違法な個人情報の収集を社内規程で禁じ、営業担当者全員に研修の受講と誓約書への署名を求めていた事実等を認定し、会社は当該違法行為を禁じており、被告人は会社の管理規定に違反し、個人の業績向上のために犯罪を実行したと判断しました[13]。

この事例は個人情報の違法取得にかかる事件ですが、その手段が医療従事者への利益供与であり、腐敗リスクへの対応の参考ともなります。簡潔に事実認定の要点をまとめれば、①会社は、従業員に対して情報収集時の禁止事項を中国の業界の慣行（医療機関への謝礼、試供品の配布と引き換えの情報収集が横行していた）に即して具体的に定めていたこと、②研修・（従業員による）テストの成績評価・誓約書によりこれらの明確な禁止規定を周知させていた事実を記録に残していたこと、③その記録が事実上、有事において会社の責任を従業員個人の責任と切り分ける証拠として機能したことが挙げられます。

（2）中国企業の取組例

中国国内の企業法務担当者向けの書籍等でも、中国企業で厳格に腐敗防止を図ろうとする企業の取組を紹介しています[14]。中国企業の実態に即した次のような取組例は日系企業の実務の参考になります。

- 「影響力のある者」の範囲を具体化する：「近親者」を配偶者・直系血族・三親等内の傍系血族・近姻族（選抜任用事項弁法4条2項）、「関係の密接な者」を親族・経済的利益・友人・同級生・同郷などの関係にある者等と整理する考え方（参照文献の解釈論）等を社内規程の定義に取り込み、取引先の審査でも、株主・役員やその近親者が政府機関で勤務した経験の有無を確認する。退職者を経由した迂回にも目を配る。例えば退職した元社員が設立したコンサルティング会社を介して、取引先の選定と割高な販促費の支払が行われていた事例の紹介がある。
- 自社の従業員やその関係者が取引先で兼職・出資していないか、取引先と共同で事業を営んだり資金の支援等を受けていないかを、取引先の側からも調査させて開示させる。担当者が取引に介在して利益を得る手法への対策として紹介されている。
- 更に、取引先が情報を開示する「モチベーション」を制度化する：自ら違反を申告した取引先には取引継続の余地を残す。
- 承認者の責任を明確にする：各種取引の承認者が不正を見逃した場合にその職権を停止する規定を置くなど、管理職の責任を権限に反映させることで実効性を担保する。

このような中国企業向けのガイダンスは、必ずしも全てが日系企業に適合するとは限りませんが、公開されている中国企業の実務指針や調達約款等は、中国でビジネスを行う日系企業にとって貴重な参考例になり得ます。

二、腐敗防止コンプライアンス・プログラムの現地化

多国籍に展開する日本企業において、企業グループのポリシーを定め、全世界に展開できる一般性を備えたプ

[13] 甘粛省蘭州市城関区人民法院（2016）甘0102刑初605号刑事判決（2016年10月31日）。二審甘粛省蘭州市中級人民法院（2017）甘01刑終89号。

[14] 「企業の事業運営におけるリスク及びコンプライアンスの指針」（以下、「コンプライアンス指針」として引用）：呉巍編（第二版、2024年9月）法律出版社。呉巍氏は金杜法律事務所（King & Wood Mallesons）のコンプライアンス部門パートナー。特に第4章、第6章及び第8章に、民間大手企業等中国企業の社内コンプライアンスプログラムの取組例と裁判例分析の記載があり、参考になります。

ログラムの導入は、効率的な導入手法として合理的であると考えます。

他方で、前述のとおり、中国においては、商業賄賂行為が普遍的に存在している環境があります。「顧客の担当者個人に対する商業賄賂の贈賄行為がある」といった通報や、「自社の調達部門の担当者個人が緊密なサプライヤーから利益供与を受けている」、または「担当者が経済的合理性のない取引に関与している」といった社内通報を受ける場面を経験されている日系企業がほとんどではないかと考えます。そのような環境では、腐敗リスクに応じてプログラムを見直し、通報の評価を効率化し、対応等における負担を合理的に軽減するためにも、実態に沿ったプログラムの最適化が必要です。

日本本社が導入するグローバルなプログラムは、日本の不正競争防止法や米国FCPA、英国贈収賄法が求める内容やガイドライン等が出発点になっていることが多く、それらは新興国での不正事案の実務の蓄積を反映しているため、中国での事業展開にも相当程度まで対応できると考えます。他方で、これらのプログラムは公務員への贈賄防止が中心になりがちで、商業賄賂といった中国民間部門の腐敗防止のためには手薄な面も残るため、中国の腐敗防止法制の背景にある腐敗リスクの実態に照らして関係者の不正を行う動機を抑止するための具体化が必要です。

王雲海教授は、賄賂を「国民間の不平等を引き起こしうる、権力者との互恵的交換行為」と定義します[15]。商業賄賂規制が併存する法制のもとでのプログラムは、「取引に影響を与えうる有力者や関係者との見返りの交換」についても継続的に可視化し、抑止することが必要になると考えます。

多くの多国籍企業のプログラムでは、いわゆるエージェント・リスク（契約的第三者を通じた公務員への贈賄）がカバーされていることから、中国事業に絡む販売店（代理店）契約又はコンサルティング業務委託契約には、反腐敗条項が入っていることが多くあります。しかし、同条項の多くは公務員への贈賄を主な対象としており、取引先の役職員との間の商業賄賂までは必ずしも対象としていません。また、せっかく同条項が入っていても、契約締結時の確認だけで終わり、その後の運用に結びついていない例が少なくありません。

一の４．で紹介したネスレ事案や中国企業の取組を日本企業の課題に引きつけると、①影響力のある主体の認定と許容される行為等の基準の明文化、②基準の遵守に係る行動・情報開示と記録の義務化、③社内調査の時点から法的手続（刑事手続を含む）への移行を見据えた初動調査、の三つの視点から構成できます[16]。以下の（1）～（4）は、これを日系企業向けに調整したものです。

（1）規則と契約で「基準線」を具体的に引く

・社内規程で、禁止する利益供与を中国の業界慣行に即して例示します（医療機関・学校など影響力のある主体への謝礼、販売奨励金の個人宛の支給、商品券・旅行招待など）。
・販売奨励金・リベート・手数料の決定の仕組みと具体的内容を契約書に明示し、双方で正確に記帳することを契約上の義務とします。全ての費用について個人宛・第三者宛の支払を認めません。
・取引先に、株主・役員とその近親者の公務経験や、自社従業員との取引上の利害関係の開示を求め、さらに取引期間中に変更があれば通知する義務や定期的に調査を実施し情報提供をする義務を課します。

（2）従業員及び取引先の認識を「記録」に残す

・研修、基準充足の自己点検、基準充足の誓約書（取引先の誓約書を含む）を定期的に実施・更新し、その記録を保管します。ネスレ事案のようにこれが有事に会社の責任を切り分ける証拠にもなりえます。

（3）インセンティブを管理目線でも点検する

・営業ノルマや報奨の設計が、違反の動機を生んでいないかを確認します。後述する1年ごとのパフォーマンス評価でも、営業・調達部門の視点のみならず、管理部門の関与と評価の共有・交換が必要です。

（4）法的手続を見据えた業務及び調査記録の制度化

・中国では、従業員の不正を発見した後の懲戒処分等において法的紛争に巻き込まれるリスクが相当程度あります。さらに、民事上の損害回収が難しい事案では、

[15] 王雲海・前掲注 11 第 1 章。同書は、権力者と利益提供者との間の互恵的交換行為であって、国民の間に「不平等」を引き起こしうる（あるいは人々にそう思わせる）ものと定義します。
[16] 前掲注 16「コンプライアンス指針」第 4 章・第 8 章。

責任追及方法として公安への告訴など刑事手段に頼らざるを得ないことも多くあるとされます[17]。それを念頭に、社内調査の証拠保全（デジタル・フォレンジック実施時の中国側でのデータ保全、証憑の原本保全、調査・ヒアリング記録の作成など）は、当初から法的手続に耐える水準で準備します。再発防止のためにも、責任追及を伴う処分実施の必要性が高いため、最初からそれに備えます。

これらの要請を効率的に満たすためには、取引先との契約及び社内規程の両方について「ライフサイクル・マネジメント」アプローチを併用することも有用です。

ライフサイクル・マネジメントの対象となる契約には、販売店（代理店）契約のほか、サプライヤーとの「継続供給契約」や、業務委託先との各種サービスの「委託契約」も含まれます。こうしたステークホルダーとの取引・契約は、締結時だけでなく、更新や終了までを通じて管理する必要があります。とくに中国では、取引先やその背後にいる有力者の信用状態が、日本に比べて短期間で大きく変動します。長年地位を保ってきた人物が突然調査の対象となり、その関係先に影響が及ぶこともあります（注3の事例参照）。公開情報及び相手から収集した情報による継続的なモニタリングと、営業・調達・管理部門の間の相互牽制が欠かせません。

・販売店・サプライヤー・業務委託先：契約締結時の審査（営業許可、処分歴、利益相反の確認）で終わらせず、1年ごと（定期的）にパフォーマンスを見直します。その際、営業的な成績だけでなく、コンプライアンスの遵守状況、求めた資料の提供状況、取引の透明性を可視化できる指標（販促費の使途報告の有無、監査への協力、誓約書の更新など）を評価項目に入れ、契約更新の可否の判断要素とします。評価を積極的に見直すための仕組みと動機も必要です。計画的に複数の取引先選択肢を保持しつつ、契約期間中の情報提供義務、監査協力義務の履行度合いを評価して協力度が低くリスクの高い取引の更新を消極的に評価し、さらにその理由のフィードバックを取引相手に提供して誓約条項遵守のモチベーションとするといった扱いも有効です[18]。

・社内規程：営業管理のための社内規程は、2～3年おきに運用状況を見直し、前述の取引先のパフォーマンス評価のなかで発見された課題、取引構造や法令・取締りの重点の変化に合わせて改訂します。

・人：営業・購買の担当者を定期的にローテーションし、特定の担当者と取引先との関係の固定化を防ぎます。

これらは、一般的なPDCAサイクルの典型でもありますが、同サイクルを回すことのみでは腐敗防止に足りません。そのサイクルの実施の過程において、日常取引においては管理側（日本本社側）が入手しにくい中国の実態に即した情報を蓄積することが重要です。これら情報を本社管理部門も取得できれば、それが課題発生時の判断基準の基礎にもなり、本社と現地法人の双方の負担を抑えることができます。基本の仕組みを中国の実情に合わせて具体化し、定期的に情報・資料を収集して知見を蓄積します。その分析結果を反映した規定化・可視化をしていくことが、制度運用の効率化につながると考えます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

back to contents

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

[17] 前掲注 14「コンプライアンス指針」第 8 章は、インターネット企業の従業員不正に関する公開刑事判決 89 件（不正行為 133 件）を分析し、この点を指摘しています。

[18] 経産省の外国公務員贈賄防止指針にも、契約期間中の資料提供義務の違反を契約の継続や解除にかからしめる条項を置くことが推奨されていますが（13 頁）、これを更に進めるアプローチです。

国際法務

「反越境腐敗法」の成立と施行
中国版FCPAの登場と日本企業に求められるコンプライアンス対応



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　松本 亮
PROFILE

2026年11月6日、中国では「中华人民共和国反跨境腐败法（反越境腐敗法）」が成立し、同日施行されました。

本法は、海外逃亡した腐敗官僚の追跡、資産の回収等を規定した法律になりますが、中国企業のみならず、中国で事業を展開する外資系企業にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

そこで本稿では、本法の概要と日本企業への影響について解説します。

1　法律の概要

中国政府は、従来から、海外逃亡した腐敗官僚の追跡、腐敗資産の回収を進めてきました。今回の法律は、こうした活動に明確な法律上の根拠と組織的な執行体制を与えるものになります。

本法は、全6章47条から成り、その目的は「国境を越えた腐敗行為の防止と処罰のために、腐敗防止の国際協力を深化させ、国家主権、安全、発展の利益を保全する、公正かつ合理的な腐敗対策グローバルガバナンスシステムの構築を推進」（第1条）とされています。

「越境腐敗」として対象となる行為は第2条に定められています。

① 中国企業・中国人による外国公務員への贈賄
② 外国企業・外国人による中国公務員への贈賄
③ 中国企業等による国外での横領、贈収賄、職権濫用、利益供与などの職務犯罪
④ 行為の全部又は一部が海外で行われ、結果の全部又は一部が中国で発生する類似の腐敗行為
⑤ 腐敗資産の海外移転や海外逃亡

特に、中国企業による外国公務員への贈賄を明示的に規制した点は、米国のForeign Corrupt Practices Act（FCPA）や英国Bribery Actを意識した立法と見ることができると思われます。従来も中国では刑法等による処罰が可能でしたが、本法は反越境腐敗を独立した法体系として整理し、予防・摘発・コンプライアンスを一体化した法律として位置付けられています。

2　中国政府の執行体制

本法第2章では、第7条から第13条にかけて、本法の執行体制が規定されています。

具体的には、国家監察委員会を中心として、以下のような複数の政府機関が連携して執行するとされています。

機関	主な役割
国家監察委員会	全体統括、重大案件の調査・調整
公安部門	犯罪捜査、逃亡者の追跡
検察機関	刑事訴追
裁判機関	裁判・司法判断
商務部	海外事業・産業分野の監督
金融・反洗銭当局	越境資金移動の監視
外交部門	国際協力・外交ルートによる対応
国家インターネット情報弁公室	データ・ネットワーク関連の協力

3　企業コンプライアンス義務

本法の第4章では「廉潔合規（クリーン・コンプライアンス）」について規定されています。 本法における最も注目すべき点であり、特に企業に対して以下の義務が明確に規定されました。

（1）コンプライアンス体制の構築（第29条）

企業は腐敗防止のための内部管理制度を整備し、経営判断から実行、監督に至る全過程にコンプライアンス管理を組み込まなければなりません。

（2）リスク評価（第31条）

企業は越境事業に関する腐敗リスクを識別・評価し、内部通報制度を整備しなければなりません。

（3）第三者管理（第33条）

代理店、コンサルタント、紹介業者等の第三者についてデューデリジェンスを実施し、監督管理を行うことが義務付けられています。近年のFCPAやUK Bribery Actの執行事例でも、不正の多くは代理店や販売パートナーを経由して発生しており、中国当局も同様の問題意識を持っていることがうかがえます。

（4）会計・記録管理（第32条）

会計帳簿や財務資料の真正性・完全性が要求されており、会計処理を利用した贈賄隠蔽を禁止しています。

（5）教育・研修（第34条）

従業員への継続的なコンプライアンス教育も法定義務として位置付けられました。

4　法律責任

企業が以下のような腐敗行為を行った場合には、刑事責任・行政責任・民事責任が追及されます。

条文	主な内容
第35条	刑法上の犯罪に該当する場合、刑事責任を追及
第36条	行政管理秩序違反に対する行政処分。企業の責任者等も対象
第38条	財産損失等を発生させた場合の民事責任
第39条	違反企業・個人の信用記録への登録
第40条	違法所得・収益の没収、追徴、返還命令
第42条	再犯、重大な損害、告発者への報復等について加重処分
第43条	自首、調査協力、損害回復等による軽減措置
第44条	証拠隠滅、調査妨害等への処分
第45条	企業が廉潔コンプライアンス義務を履行しない場合の処分

特に実務上注目すべきなのは、コンプライアンス体制自体に対する制裁です。本法第45条は、企業が法定のコンプライアンス義務を履行しない場合、

- 是正命令
- 関連事業の停止
- 営業停止
- 許認可の取消し

を行うことができると定めています。

つまり、不正行為の発生そのものだけでなく、「適切なコンプライアンス体制を整備していないこと」自体が法的リスクとなる点に注意が必要です。

5　外国当局による調査との衝突リスク

本法でもう一つ重要なのは、中国の反制・阻断措置に関する規定です。

外国が反腐敗法の域外適用によって中国の主権や利益を害する場合、中国は「反外国制裁法」等に基づき対抗措置を取ることができると規定しています（第6条）。

さらに、中国当局の承認なく、①外国機関による中国国内での調査、②中国国内の企業・個人による証拠提出、③データ提供その他の協力を行うことを禁止しています。

これは米国FCPA調査や海外当局による内部調査対応との関係で、データ越境移転規制や国家秘密規制と同様に重要な論点となると思われます。今後、日本企業が米国・欧州当局から調査協力を求められた場合、中国法との抵触リスクを慎重に検討する必要が生じることになります。

6　日本企業が気を付けるべき点

まず気をつけなければならないのは、本法は中国企業のみを対象とするものではないということです。

「越境事業を行う企業」には、①中国国内企業の海外子会社・支店、②海外投資を行う中国企業、③中国国内に設立された外国企業の子会社・支店が含まれると明記されています。したがって、中国現地法人を有する日本企業も本法上の「越境事業を行う企業」に該当し得ます。

例えば、①中国子会社が海外で政府案件を受注する場合、②中国子会社が海外代理店を通じて販売活動を行う場合、③中国子会社が第三国へ投資する場合などは、本法が想定する場合に含まれると考えられます。したがって、本法に規定された腐敗行為を行うことのないよう注意するとともに、企業に求められるコンプライアンス義務を実施する必要があります。

したがって、特に日本企業の中国子会社については、①腐敗リスク評価の見直し、②第三者デューデリジェンスの強化、③内部通報制度の整備、④会計・文書管理体制の再点検、⑤コンプライアンス研修の実施が急務になると考えられます。

中国は、近年、データ３法、反外国制裁法、輸出管理法などを通じて域外的影響力を持つ法制度を整備してきました。本法もその流れに位置付けられ、今後の執行動向次第では、中国で事業展開する日本企業のコンプライアンス実務に大きな変化をもたらす可能性があると思われます。したがって、まずは自社グループの中国子会社が本法の対象となるかを確認し、上記のような取り組みを開始することが重要だと思われます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

back to contents

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

新法紹介

1 中華人民共和国反越境腐敗法
2 新たな質の生産力の発展に関する中国共産党中央委員会、国務院による意見
3 最高人民法院による刑事犯罪に関連する民事紛争案件の審理に関する若干の規定
4 ヒト遺伝資源管理条例実施細則

1. 中華人民共和国反越境腐敗法

全人代常務委員会は2026年11月6日付けで、《中華人民共和国国境を越えた腐敗防止法》（以下「本法」という。）を正式に公布した。

本法は全6章計47条から構成され、国境を越えた腐敗防止の法的枠組みを体系的に構築したものであり、その適用範囲としては、国内外の主体による外国の公務員・国際公共機関の職員、あるいは中国国内の公務員に対する贈収賄、国内主体による国外での職務上の違法・犯罪行為、さらに腐敗の容疑者の国外逃亡および腐敗資産の国外移転など、5類型の行為を明確に規定している。

まずメカニズム面では、国家監察委員会を中心とする作業メカニズムを確立し、複数部門による連携を推進している。また出国制限、逃亡者送還および資産回収、司法共助、資産の返還・分配に関する重要なルールを整備し、国際的な腐敗防止協力を深化させるための制度的基盤を強化している。

次に企業コンプライアンスに関しては、「腐敗防止・コンプライアンス」に関する章を新設し、国境を越えたビジネスを展開する企業（中国国外に分支機構又は子会社を設置し、若しくは投資活動を行う中国国内企業、及び中国国外の企業が中国国内に設置した分支機構又は子会社をいう。）に対して、腐敗防止・コンプライアンス管理体制、財務・会計制度、内部監査メカニズム、第三者に対するデューデリジェンス、および内部通報メカニズムの確立を義務付けている。これにより、コンプライアンスを、国境を越えたビジネスの全プロセスに組み込むことが求められている。

また法的責任については、多層的な責任追及の体系を構築している。刑事責任、行政責任、懲戒処分、民事責任を明確に規定しているほか、信用記録への登録、業務停止、営業停止、さらには許可の取り消しといった資格制裁も導入し、懲罰、予防、対抗措置を一体化した厳格な法的ネットワークを形成していると思われる。

（全国人民代表大会常務委員会2026年11月6日公布、同日施行）

2. 新たな質の生産力の発展に関する中国共産党中央委員会、国務院による意見

中国共産党中央委員会および国務院は2026年11月9日付けで、「新質生産力の発展に関する意見」（以下「本意見」という。）を公布した。

本意見は5つの分野において、19項目の重点措置を打ち出しており、企業の科学技術イノベーションにおける主体的地位を強化し、重要コア技術の攻略と成果の転化を推進すること、伝統産業の改造・高度化、新興産業の育成・拡大、未来産業の先行的配置を行い、実体経済とデジタル経済の深度融合を促進するとともに「AI＋」行動を全面的に実施すること、グリーンで低炭素かつ循環型の経済体系を構築し、グリーン発展の政策ツールボックスを最適化すること、市場監督管理制度を整備し、金融イノベーション製品の供給を拡大し、グローバルな範囲で先進的な生産要素を配置すること、そして人材の活用および流動に関する政策を充実させることが含まれている。

その中においては、①科学技術業界の中小企業に対し、R&D投資の拡大を促すとともに、研究開発費の特別税額控除の割合を引き上げること、②次世代情報技術、新エネルギー、新素材、スマートコネクテッドNEV、ロボット、バイオ医薬品、ハイエンド装備、航空宇宙といった戦略的新興産業の発展を加速させること、さらに、③量子技術、バイオマニュファクチャリング、水素エネルギーおよび核融合エネルギー、ブレイン・マシン・インターフェース（BMI）、具身AI、6G（第6世代移動通信システム）などの未来産業の振興を推進し、産業エコシステムの早期かつ包括的な確立を図ることが最も重要な施策であると挙げられている。

次に、データの所有権の認定、市場取引、権益の配分、および利益保護に関する制度の整備を推進するもの

とされ、グリーン・低炭素発展を促進するため、財政・税制、金融、投資、価格、科学技術、環境保護、政府調達など多角的な政策を講じることが定められた。

また、各地域の実情に応じて重大生産力の配置を最適化することを求め、新質生産力の発展を名目に政策に違反・濫用することを厳に禁じている。無謀な投資により重大な損失をもたらした者に対しては、厳しく責任を追及するとしている。

（中国共産党中央委員会、国務院2026年11月9日公布、同日施行）

3. 最高人民法院による刑事犯罪に関連する民事紛争案件の審理に関する若干の規定

最高人民法院は2026年9月20日付けで「刑事犯罪に関連する民事紛争案件の審理に関する若干の規定」（以下「本規定」という。）といった司法解釈を公布した。

本規定は2026年9月22日より施行され、全24条から構成されており、基本的に民事手続と刑事手続について、受理 から審理、執行までの一連の手続きを 連携させる仕組みを構築するものと考えられる。民事紛争と刑事事件が関連するものの同一の事実に基づかない場合は、法に基づいて受理し、別々に審理しなければならないことを明確にしている。民事案件の基本的事実の認定が刑事事件の審理結果を根拠としなければならず、かつ当該刑事事件が未だ審結していない場合に限り、民事訴訟を中止するものとされている。

一方、確定した刑事裁判において認定された事実の民事訴訟における証明上の効力、刑事訴訟手続の証拠資料の民事訴訟における質証・採用、および刑事訴訟の証明基準に達しなかったために認定されなかった事実が民事訴訟の証明基準に達した場合の認定ルールを規定している。

同時に、刑事追徴・賠償命令等による相応の減額、刑事事件で差し押さえられた財産の権利帰属に関する異議申立て、法人等が犯罪に関与した場合と破産手続との連携、刑事付帯民事訴訟後に新たに生じた費用の別訴、刑事犯罪に関与する契約の効力および保証責任などに関するルールも細かく定めている。

（最高人民法院2026年9月20日公布、2026年9月22日施行）

4. ヒト遺伝資源管理条例実施細則

国家衛生健康委員会は2026年11月5日付けで「ヒト遺伝資源管理条例実施細則」（以下「本細則」）という行政規則を公布した。

本細則は公布日同日より施行され、中国国内におけるヒト遺伝資源の採取、保管、利用、および国外への提供に関する活動に適用され、適用対象となるヒト遺伝資源材料・情報（中国の個人情報保護法に基づいて「センシティブ個人情報」にもなりうるとみなされる。）の範囲、および主管部門の職責が明確に規定されている。大規模なヒトを対象とする研究における採取、重要な遺伝家系および特定地域の資源の採取、国内での保管、ならびに国際共同科学研究については承認制度が採用されている。一方、医薬品・医療機器の製造販売承認を取得するための国際共同臨床試験であって、材料の国外への持ち出しを伴わないものについては、届出制（ファイリング）が採用されている。また、変更申請、年次報告、インフォームド・コンセント、倫理審査、管理体制の構築、台帳の整備、およびオープン・共有に関する要件も併せて規定されている。

特に注意すべき施策としては、具体的に①中国国内において、外国人および外国の機構は、中国のヒト遺伝資源を採取・保管してはならず、また中国のヒト遺伝資源を国外に提供してはならないこと、②外国の機構が中国のヒト遺伝資源を利用して科学研究活動を実施する必要がある場合は、中国の関連規定を遵守し、中国の機関と共同で行う方式をとらなければならないことの2点が挙げられる。

（国家衛生健康委員会2026年11月5日公布、同日施行）

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

back to contents

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国からの風便り

中国の人型ロボットの最新事情

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　松本 亮
PROFILE

中国の人型ロボット産業が急速に進歩・拡大しています。日本でも中国の人型ロボットの進化を紹介したニュースをよく見かけるようになりましたが、まさに日進月歩の様相を呈しています。毎年、北京で行われている人型ロボットによるハーフマラソンでも、2025年は転倒せずに走り切ったことがニュースになっていましたが、2026年には人間の世界記録を上回るレベルにまで進化しています。また、2026年8月に北京で開催された第2回世界人型ロボットの100m競争において、人間を上回る8.64秒を記録したのは、記憶に新しいところだと思います。

しかしより興味深いのは、中国が単にロボットの研究開発を進めているだけではなく、量産化と商業化に向けて動き出していることだと思います。11月19日に上海で出席した日本人向けセミナーにおいて、JETROの方がご紹介されていた情報によると、2026年上期における出荷台数の97%を中国が占めているということでした（世界合計約1.9万台）。

中国はなぜ人型ロボットの生産に強いのでしょうか。中国の人型ロボット産業を代表する企業として、杭州の「宇樹科技（Unitree）」、上海の「智元機器人（AgiBot）」、深圳の「優必選（UBTECH）」などが挙げられますが、中国がロボット分野で優位に立つ理由は、AI技術だけではなく、むしろこれまでの製造業の集積にあると思います。人型ロボットには多数の部品が必要となりますが、中国にはこれらの部品を大量かつ低コストで生産するサプライチェーンが存在しているため、ロボット産業にも転用できるからだと考えられます。また私が長年中国を見てきて感じる強みは、技術開発よりもむしろ社会実装のスピードの速さにあると思います。単に技術を開発するだけでなく、製品を市場に投入し、実際の現場で使いながら改良していくスピードが日本に比べるとケタ違いに早いように思います。政府による政策支援もさることながら、こうした背景が大きく影響していると考えます。

では日本企業はこのような中国の人型ロボット産業とどう向き合っていくべきなのでしょうか。日本にも、中国に決して負けない誇るべき技術があり、長年、産業用ロボット、精密機械、モーター、センサーなどの分野で高い技術力を有していると思います。しかし今後急速に発展するであろう人型ロボット産業において、既に量産化を開始している中国企業の動向をみると、ここ数年で世界中に中国製の人型ロボットが増えてくると思われます。過去のPCやスマホにおける先行者利益を考えると、中国企業とうまく協力することで、日本企業にとっても新しい商機をもたらす可能性があると思います。もちろん技術流出、知的財産権、データ管理、サイバーセキュリティ、輸出管理など、日中間の協業に伴う法的・実務的な課題には十分な注意が必要でありますが、重要なのは、中国企業を単なる競争相手として見るのではなく、新しい市場を形成するパートナーとして捉える視点ではないかと思います。中国の技術を過大評価する必要も過小評価する必要もありません。重要なのは、現在の中国におけるロボット産業の実態を正確に把握することではないかと思います。

2026年11月20日

APECが終了したばかりの深圳にて

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

back to contents

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。